

平成 20、21 年度 中期目標の達成状況報告書

平 成 2 2 年 6 月
熊 本 大 学

目 次

I. 中期目標の達成状況

- 1 教育に関する目標の達成状況 1
- 2 研究に関する目標の達成状況 10
- 3 社会との連携、国際交流等に関する目標の達成状況 14

II. 「改善を要する点」についての改善状況 16

I. 中期目標の達成状況

1 教育に関する目標の達成状況

中項目	1 教育の成果に関する目標		
-----	---------------	--	--

小項目番号	小項目 1	小項目	学士課程における教養教育においては、現代社会を生きる能力と学術への関心を培う。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 2	小項目	学士課程における専門教育においては、教養教育を踏まえ幅広い専門性を有し、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材を養成する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 3	小項目	大学院（修士課程）においては、学士課程と有機的に連携し、高い専門性を有する高度専門職業人を養成する
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 4	小項目	大学院（博士課程）においては、創造性豊かな研究者及び高い専門性と豊かな学識を有する高度専門職業人を養成する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 5	小項目	専門職大学院においては、社会的要請のある特定分野について、高度で専門的な職業能力を有する人材を養成する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 6	小項目	教育を通して、高い職業意識を持ち主体的に職業を選択できる人材を育成する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 7	小項目	人材養成の教育の成果・効果を検証し、その結果を大学教育に反映する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

中項目	2 教育内容等に関する目標		
-----	---------------	--	--

小項目番号	小項目 1	小項目	大学の理念・目的及び各学部等の教育目標に照応する学生を受け入れるための、施策の充実を図る。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 2	小項目	学士課程においては、4 年又は 6 年一貫教育の実現及び教養教育と専門教育の有機的連携を図ることを基本として、各学部ごとに教育目標に即した教育プログラムを充実する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 3	小項目	大学院課程においては、総合的視点から高度・先端の教育研究を推進し、高度専門職業人や研究者を養成するための教育課程を編成する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 4	小項目	法科大学院においては、理論と実務を架橋する実践的教育に基づき、専門的資質・能力及び質の高い倫理観を備えた法曹を養成するための教育課程を編成する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 5	小項目	教育の成果に関する目標を効果的に実現するため、多様な教育方法を実施する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 5－6	情報機器・視聴覚機器を活用した e-learning システムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。		e ラーニングの専門家を e ラーニングで養成する大学院として全国に先駆けて平成 18 年度に設置した社会文化科学研究科修士課程「教授システム学専攻」を、平成 20 年度の文学研究科、法学研究科及び社会文化科学研究科の改組に伴い、社会文化科学研究科（博士前期課程・博士後期課程）「教授システム学専攻」として位置付けた。この改組に伴い、順次 e ラーニング推進機構のスタッフの充実を図り（別添資料 1－1，p1）、同機構の支援体制の下、多くの学部・研究科において e ラーニングコンテンツの整備が進められた。 社会文化科学研究科「教授システム学専攻」においては、完全 e ラーニング化（前期課程 32 科目、後期課程 12 科目）を実現するとともに、全学的には、約 900 コース（科目）の e ラーニング化を図っている（別添資料 1－2，p1）。 これらの取組の成果が、本学における GP の採択・推進に大きく貢献した（別添資料 1－3，p1）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 6	小項目	教育の成果に関する目標を確実に達成するため、適切な成績評価の方法・基準を策定し、実施する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

中項目	3 教育の実施体制等に関する目標		
-----	------------------	--	--

小項目番号	小項目 1	小項目	教育の在り方に関する大綱を基に、効果的な教育を行う体制を強化する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 2	小項目	教養教育を大学全体の視点から推進するため、全学の教員が教養教育に参加する体制を構築強化する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 3	小項目	教育の成果に関する目標を効果的に実現するため、適切な教職員の配置等に努める。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 4	小項目	総合情報環構想を推進し、高度情報化キャンパスの構築を図る。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 5	小項目	学生の学習環境を整備するため、電子化をはじめとする図書館機能の一層の充実を図る。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 5－1	図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。		図書館機能の電子化の推進については、平成 20 年度に永青文庫「町在」解析目録を冊子体で刊行し、さらに平成 21 年度には「町在」解析目録の電子化を行い、WEB データベース検索システムに公開した（別添資料 2－1，p 2）。 図書館の環境整備については、医学系分館（本荘キャンパス）を、平成 21 年 4 月に新たに完成した医学教育図書棟へ移転させた。新しい医学系分館は、延面積 2,807 m²（3 倍増）、座席数 32 席（3 倍増）、PC 席数 210 席（2 倍増）と大幅に規模を拡充し、併せて各利用スペースも整備される等、生命科学分野の中核をなす図書館として機能の充実が図られ、利用環境は大きく改善された（別添資料 2－2，p 2）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 6	小項目	教育活動の評価方法を開発・実施し、評価結果を教育の質の改善につなげる体制を構築する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 6－4	授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。		授業改善や授業方法に優れた教員の表彰については、これまでの取組に加え、平成 21 年度から新たに、学士課程教育及び大学院教育において優れた教育の取り組みを行っている教員を表彰する制度を全学的に導入した（別添資料 3，p 3）。この制度は、様々な教育活動の取組の中で他の教員の模範となるような優れた取組を行った教員を表彰し、併せて報奨金を支給することにより、教員の努力に報いるとともに、教育活動の一層の改善に資することを目的としたものである。 この制度により、平成 21 年度は 20 件の優れた教育の取組を選考した。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

中項目	4 学生への支援に関する目標		
-----	----------------	--	--

小項目番号	小項目 1	小項目	学習相談・助言等の支援体制や学習環境を充実する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 1－2	学務情報システム（SOSEKI）の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。		学務情報システム（SOSEKI）の機能については、ユーザーからの要望に応じ毎年機能アップに努めているところである。平成 20、21 年度においては以下のとおり機能強化を図った。 ①学生からの要望を受け、学外からのアクセスによっても自らの成績の確認が可能となるシステムの運用を開始。（H21. 3～） ②国際化への対応のため、SOSEKI の履修登録画面等主要な機能に英語版のメニューを追加。（H22. 3～） ③従来、教職員が WEB 掲示板に登録しそれを学生がアクセスして情報を取得していた休講通知について、教職員の登録と同時に希望した学生のメール ID に掲示情報を配信できる機能を追加。（H22. 3～） また、自立的学習支援の推進としては、平成 21 年度から、CALL システムに新たな TOEIC 対応ソフトを導入し機能強化を図ることにより、更なる学習支援の充実を図った。（別添資料 4，p 3） これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 2	小項目	充実した学生生活を送るための支援体制を充実する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 2－4	学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。		学生生活の質的改善に向けて、平成 20 年度に、狭隘であった黒髪南地区生協食堂の新築を計画し、平成 21 年 3 月に新しい黒髪南地区生協食堂（FORICO）が竣工した。新しい南地区食堂の座席数は従来の 70 席から約 350 席と大幅に拡充され、昼食時の混雑が解消された（別添資料 5－1，p 4）。黒髪北地区食堂においても、イス（480 個）、テーブル（120 台）の更新を行い、快適な生活環境作りを推進した。 また、国際化の進展に伴う留学生及び外国人研究者の受入拡大への対応のため、教育環境の充実と併せて、住環境の整備についても推進計画を進め、平成 21 年度は、国際交流会館の増築（交換留学生用 72 室、大学院生・研究者用 48 室）を計画し、10 月に竣工した。これにより収容定員が大幅に増加し、留学生寮の充実・改善が図られた（別添資料 5－2，p 4）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 3	小項目	全学的就職支援体制を充実する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 4	小項目	学生が学業に専念できるように、経済的支援を充実する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 4－1	各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。		優秀な学生を確保するための方策として、博士後期課程（医学教育部の博士課程含む）の学生で、授業料免除等の他の経済支援を受けていない者全員を RA(リサーチ・アシスタント)として雇用し、年間授業料の半額相当分を支給する本学独自の大学院奨学制度を平成 20 年度に新たに創設し、平成 21 年度入学生から実施した。（別添資料 6－1－1、6－1－2，p5） また、平成 20 年度から、法曹を目指す優秀な学生を一層確保するために、法曹養成研究科の学生（年次ごと各 10 人以内）に対し年間授業料相当額の半額を給付する制度を創設し、平成 21 年度入学者から実施（21 年度は 10 名を採用）するなど、経済的支援の充実を図った（別添資料 6－1－3，p5）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 5	小項目	学内外の様々な活動への参加を通じて、学生の社会的能力を向上させる。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 5－3	大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。		新たな大学の事業として、平成 20 年度から「学生の自主性、創造性、独創性をはぐくみ、社会で活躍できる能力を高める」ことを目的として、本学をアピール・活性化するような学生の手作りによる企画事業の活動経費を支援する「きらめきユースプロジェクト」を実施し、6 件の応募の中から 4 件を採択し、学生 4 グループに対して合計 150 万円の経済支援を行った。 平成 21 年度は、さらなる充実を図り 12 件の応募の中から 9 件を採択し、140 万円の経済支援を行った（別添資料 7－1、7－2，p6）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 6	小項目	社会人学生、留学生等については、その生活環境に配慮し、支援に努める。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 6－2	留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。		国際化の進展に伴う留学生及び外国人研究者の受入拡大への対応のため、教育環境の充実と併せ住環境の整備についても推進計画を進め、平成 21 年度は、国際交流会館を増築（交換留学生用 72 室、大学院生・研究者用 48 室）し、これにより収容定員が大幅に増加し、留学生支援体制の充実・強化が図られた（別添資料 8，p7）。 また、外国人留学生後援会による支援においては、平成 20 年度は、アパート入居時の機関保証（36 件）や、中国四川大震災で家族が被災した留学生 3 名に対し一人当たり 15 万円の見舞金を支給した他、急激な円高により経済的に困窮する私費留学生に対する貸付等を行った。平成 21 年度は、アパート入居時の機関保証（32 件）の他、急激な円高により経済的に困窮する留学生への貸付、火災に罹災した留学生及び外国人研究者への見舞金（一人当たり 15 万円）及び緊急入院した留学生への見舞金（15 万円）の支給など、留学生等支援の拡充を図った。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

2 研究に関する目標の達成状況

中項目		1 研究水準及び研究の成果等に関する目標
小項目番号	小項目 1	小項目
計画番号	中期計画	
下記以外の 中期計画	平成 20 年度及び 21 年度における実施状況	
		平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 1－1	部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。	本学において、外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究及び世界最高水準を目指しうる研究を「拠点形成研究」と位置付け、重点的に推進してきた結果、平成 15 年度採択の 21 世紀 COE「衝撃エネルギー科学の深化と応用」が、平成 20 年度に「機械、土木、建築、その他工学」の分野において、グローバル COE「衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点」へ発展したほか、新たに「医学系」の分野において、グローバル COE「エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点の形成」が採択され、優秀な若手研究者等の雇用、国際シンポジウム等の開催や海外リエゾンラボの運営等を通して、国際交流、国際共同研究を推進しており、世界水準の研究と人材育成が展開されている（資料 9－1、9－2、p8）。 また、学内の拠点形成研究 B「永青文庫」資料等の世界的資源化に基づく日本型社会研究の実績を基に、平成 21 年度に、文学部附属「永青文庫研究センター」を設置し、永青文庫資料について、目録データの作成など、人文社会科学系の基礎的及び学術的研究を格段に推進している（資料 9－3、9－4、p9）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。
計画 1－6	産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。	産学官連携関連の施設や人材を効果的に活用するため、平成 20 年度に各センター・施設及び知的財産創生推進本部を統合・再編して、イノベーション推進機構を設置した。それまで各施設に分散し個別に活動していた教員や知的財産創生推進本部、社会連携課の職員及び熊本 TL0 が、同じフロアに入居し、情報の共有や教員へのヒアリング、企業への営業活動、共同研究のコーディネートを行ったことにより、特許実施許諾、有体物譲渡等のライセンス収入が平成 16 年度～19 年度平均と比較して平成 20 年度～21 年度平均が金額比で約 4.0 倍となった。また、共同研究、受託研究についても、平成 16 年度～19 年度平均と比較して平成 20 年度～21 年度平均が金額、件数比ともに増加しており、特に最近の社会情勢の悪化を考えれば、件数が増加しているのは評価できる（別添資料 10－1～10－3、p10）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

計画 1 - 7	世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。	研究推進会議において策定した「科学研究費補助金申請・採択増の方針について」に基づく獲得増の取り組み及び厚生労働省科学研究費補助金等の獲得増の取り組みを行った結果、特に、厚生労働省科学研究費補助金については、平成 16 年度～19 年度平均額が約 2 億 9 千万円、平成 20 年度～21 年度平均額が約 4 億 6 千万円となり、金額比で約 1.60 倍となっている。 また、平成 21 年度科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成プログラム」及び「先進技術を基盤とした地域共通課題解決型共同研究」に採択された。 これらの結果、グローバル COE の交付金、科学技術振興調整費の人事制度改革経費、科学研究費補助金等の外部資金全体の獲得額が平成 16 年度～19 年度平均と比較して平成 20 年度～21 年度平均が金額比で約 1.37 倍となっており、この成果は、研究の活性化に繋がっている（別添資料 11, p11）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。
----------	---------------------------------	--

小項目番号	小項目 2	小項目	社会の要請に応え、研究による知的成果を多様な形で社会に還元する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 2 - 3	積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。		特許許諾等の技術移転件数が、平成 16 年度～19 年度平均と平成 20 年度～21 年度平均と比較し、2.27 倍となった。特筆すべきは、本学が開発した次世代マグネシウム合金を用いて地場の金属加工メーカーが試作を始めたことで、今後様々な分野での活用が期待されている。 また、平成 21 年度科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成プログラム」に本学が提案した「異分野融合型イノベーション推進人材の育成」が採択され、本事業を推進する機関として「イノベーション推進人材育成センター」を「イノベーション推進機構（平成 20 年度新設）」内に設置し、センターの運営スタッフとしてマネージャー（特任教授）、コーディネータ（特任助教）及びテクニカルスタッフを採用した。なお、平成 21 年度下期養成者として、ポスドク 3 名及び博士後期課程 5 名を選考委員会において選考し、プログラムを実施している。（別添資料 12, p12）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 3	小項目	研究の水準・成果について積極的に社会に公表し、検証を行う。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

中項目	2 研究実施体制等の整備に関する目標		
-----	--------------------	--	--

小項目番号	小項目 1	小項目	世界水準の研究を全学的に推進するため、学長がリーダーシップを発揮できる実効的な研究推進体制を確立する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 2	小項目	世界水準の研究を推進するため、研究資源の配分体制を構築する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 3	小項目	世界水準の研究を推進するため、研究支援センター等の充実を図る。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 4	小項目	知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 4－5	黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出・取得・管理・活用のワンストップサービスを行う。		平成 21 年 7 月に、薬学部（大江キャンパス）に薬学系の知的財産の創出及び活用の推進を目的に大江リエゾンオフィスを設置した。研究者の利便性向上を図るため、キャンパスが異なる既存の医学部（本荘キャンパス）本荘リエゾンオフィスに加えて設置したものであり、オフィスの設置後は、新たに弁理士等による発明相談会を 3 回開催し、企業からの強い要望により企業側からニーズの発信を行う新たな取り組みとして『産からのプレゼンテーション』を 2 回開催するなど、知的財産の発掘や企業とのマッチングを重ねた結果、平成 21 年度の薬学部における共同研究が前年度金額比で 1.52 倍となった。 また、平成 21 年 10 月には大阪府の東大阪市に関西リエゾンオフィスを開設し、知的財産創出推進体制等の更なる充実を図った。（別添資料 13, p13）。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 5	小項目	世界水準の研究を積極的に推進するため、研究活動を適切に評価し、研究活動を活性化させる。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標の達成状況

中項目	1 社会との連携、国際交流等に関する目標
-----	----------------------

小項目番号	小項目 1	小項目	地域社会との連携を推進する体制を整備し、地域文化の向上、産業の振興、地域課題の解決に貢献する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 1－1	地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。		細川家に保管されていた永青文庫史資料のうち数万点の歴史資料や写本が本学に寄託されており、これら資料等を十分に活用するためのシステムを構築し、永青文庫史資料の総合的研究、地域文化の研究及び文化創造事業の実施等を目的に、平成 21 年度に文学部附属「永青文庫研究センター」を設置した。平成 21 年度は、文化事業として研究事業の成果を反映した永青文庫史資料等に関する市民向けフォーラムを 5 回開催し、すでに「熊本藩の地域社会と行政」や解析目録を刊行し、地域文化創造に貢献している（資料 14－1、14－2，p14）。 また、平成 21 年度には、「見て聞いて驚く！熊大お宝発見」と題してテレビ公開講座の放映を行い、本学の永青文庫、薬用植物園、工学部資料館、五高記念館、KUMADA I マグネシウム合金をテーマとする、熊本大学のバラエティ豊かな研究の最前線を地域に向けて情報発信した。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

小項目番号	小項目 2	小項目	大学の知的活動による成果を活用し、地域における教育の質の向上を図る。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 3	小項目	地域産業の活性化を図るため、産学官連携研究や共同研究を推進する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
全中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。

小項目番号	小項目 4	小項目	大学の国際的評価を高めるため、国際交流を推進する。
計画番号	中期計画		平成 20 年度及び 21 年度における実施状況
下記以外の 中期計画			平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。
計画 4－2	大学の学術振興支援事業、外部寄付金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。		本学の特長ある教育研究活動を広く発信するために、平成 15 年度より毎年国内外で開催している「熊本大学フォーラム」を、平成 21 年度は新制大学 60 周年記念事業の一環として、「国際学長フォーラム」と題し世界各国の協定校 25 校のトップを招いて国際会議ほか多彩な行事を実施した（別添資料 15－1，p15）。このような大学の国際イベントの新機軸を打ち出すことによって、本学の独自性・先進性を国際的にアピールするとともに、このフォーラムを機会に新たに 4 大学と大学間交流協定を締結し、平成 22 年 3 月 1 日現在で協定校数は合計 100 校と大幅に増加した。（別添資料 15－2，p15）。これにより、教育研究の国際ネットワーク拡充と学生の国際交流の活性化を促進する基盤が一層強化された。 これらのことから、平成 20、21 年度の実施状況とその成果において顕著な変化があったと判断する。

Ⅱ. 「改善を要する点」についての改善状況

改善を要する点	改 善 状 況
【教育】 中期計画「司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す」について、平成 18 年度及び平成 19 年度の合格率からは、計画を十分に達成できているとは言えないことから、改善することが望まれる。	平成 18 及び 19 年度の新司法試験の結果から、改善点として、法学未修者について必ずしも十分な教育・指導が行われていなかったこと、学生の論述能力の一層の向上が必要であることが挙げられる。そこで、前者については、まず、カリキュラムについて、法律基本科目群の 1 年次科目の単位数を増やし、基礎的な法知識を確実に修得できるようにした（資料 16－1，p16）。 次に、授業方法について、小テストやレポートを通じて、学生の理解が十分でない点を洗い出して、そこをフォローしながら講義を進めるようにしている。また、オフィスアワーをより一層活用して、学生への個別な指導を強化するように努めている。後者については、若手弁護士をアカデミック・アドバイザー（A A）として採用して、学生のグループ学習の論述指導に充てており、とりわけ平成 21 年度からは採用数を増やし、ごく少人数のグループごとに A A を配置して、よりきめ細かい指導を行っている（資料 16－2，p16）。